

又下ライ主権

中山久壽



現代法叢書

ストライキ権

中山和久著

岩波書店

ストライキ権

一九七七年一〇月二七日第一刷発行 ©

定価一四〇〇円

著者 中山和久

発行者 岩波雄二郎

〒101 東京都千代田区一ツ橋二十五
発行所 株式会社 岩波書店

電話 〇三・二六五・四二二
振替 東京六二六二四〇

印刷・三陽社 製本・青木製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

目次

第一章	ストライキ——この人間的なるもの	一
第二章	ストライキの原型——戦前の日本のばあい	二
Ⅰ	ストライキの原型	二
Ⅱ	ストライキの状況	一三
1	最初のヤマ——治安警察法	一五
2	第一次世界大戦とストライキ	一八
3	労働争議調停法とストライキ	二四
Ⅲ	戦前のまとめ	三一
1	労働組合とストライキ	三三
2	ストライキの目的	三三
第三章	資本主義法とストライキの葛藤	三九
Ⅰ	なぜストライキは犯罪視されたか	四〇

II	団結という要素	四三
III	ストライキと取引の自由	五六
第四章	憲法二八条の背景にあるもの	六九
I	労働組合法案の時代とストライキ権	七一
II	旧労働組合法とストライキ権	八一
III	旧労働関係調整法とストライキ権	九〇
第五章	憲法とストライキ権	一〇四
I	憲法二八条と世界の国々	一〇四
II	日本国憲法二八条	一〇六
III	生存権的基本権論	一一三
IV	ILOのばあい	一二三
V	小括	一三〇
第六章	ストライキと刑事免責	一三七
I	単純労務不提供と刑罰	一三九
II	ストライキ労働者と刑罰	一四七

III	ストライキの原動力処罰について	一五七
1	あり罪の創設	一五七
2	あり罪の限定解釈	一六四
3	あり罪の復活	一六七
IV	ピケットと刑罰	一七三
V	小 括	一八八
第七章	ストライキと民事責任	一九三
I	民事免責規定Ⅱ労組法八条の構造	一九六
1	単純な規定	一九六
2	争議行為のみが対象か	一九八
3	背景としての一九〇六年法	二〇〇
II	民事免責の全体構造	二〇四
III	違法な争議行為と民事責任	二〇八
1	みずず豆腐のばあい	二〇九
2	炭労杵島のばあい	二二二
3	国労・動労のばあい	二二六

第八章 ストライキの目的と頻度……………二二七

I ストライキの頻度……………二二七

II ストライキの目的……………二二四

III 同情スト、政治スト違法論……………二四〇

1 同情スト違法論にみる原型……………二四四

2 政治スト違法論にみる原型……………二四九

IV 小 括……………二六六

第九章 ストライキと国民生活……………二七〇

I 予防の方策……………二七〇

II 国民生活……………二七八

1 警察・消防職員のばあい……………二七九

2 非現業公務員のばあい……………二八〇

3 現業公務員のばあい……………二八五

4 公益事業労働者のばあい……………二八八

5 財政民主主義の照射をうけるばあい……………二九一

6 スト規制法のばあい……………二九八

目 次

III ストライキと国民生活の調和——緊急調整のばあい——	三〇一
あとがき	三〇九

第一章 ストライキ——この人間的なるもの

ストライキという言葉は、もう日本語になり切ってしまったていて、法律がこの言葉をわざわざ「同盟罷業」と訳しているために、かえって読めず、わからない世代が増えているほどである。物を打つという意味での英語 *strike* であるこの言葉は、船乗りたちが仕事止めの合図に帆柱をたたいたところからきているといわれ、日本でもドイツでも、この外来の言葉を自国語として使うようになっている。⁽¹⁾

働いている者が仕事をやめることは、至極当然のことであって、珍らしいことでもなければ不当なことでもない。疲れれば、あるいは他に用があれば、労働者は労働することを止める。何人もの労働者が一斉に仕事をやめたとしても、そのこと自体、決して例外的なことではない。しかし、それにもかかわらず一斉に仕事をやめること＝ストライキが注目をあびるのは、その中に反抗の精神があるからであろう。それは動物一般にも共通して、人間に使役される動物が突然動かなくなる経験は多くの人が共有することである。動かない理由にはいろいろあって、なだめすかし、あるいは動物愛護協会の非難を甘受しても鞭うって動かすしか方法はないが、その理由の一つに反抗がふく

まれている。労働者が使用者と対等の人格を認められていない時代には、労働者が使用者の命令に抵抗して仕事をやめることは反逆であり、許しがたいことであつた。職を奪われるだけで済むことはむしろ例外的であつて、反逆者として生命をも失いかねなかつたろう。動かなくなつた動物と同じとりあつかいを労働者は甘受しなければならなかつた。

だが、そのことは同時にストライキの必然性を物語るものでもある。つまり、労働者が人間としての自覚を深めればそれだけ、反逆を理由とする如何なる制裁も、反逆そのものを根だやしにするわけにはいかず、逆に反逆をあおりたてる役割りを果すにすぎないからである。人間が他人の命令によつて使われるようになった時以來、このような意味でのストライキの必然性はたえまなく存在し続けてきた、という仮説をたてることも、おそらくは許されよう。シネの紹介⁽²⁾によると、人類の最初のストライキの記録としてあげられているのは、ラムセス三世の時代にファラオの墓の建設労働者たちによつておこなわれたストライキであるという。ラムセス三世はエジプトの新王国時代の第二〇王朝にあたり、紀元前一〇八五年ごろにその治世を終つてゐるから、このストライキはざつと三〇〇〇年前の人類の記録であるが、この氣も遠くなるような古代の労働者たちは報酬支払いのどここおり、労働災害および労働者のとりあつかいをめぐつて一斉に仕事を放棄したのである。それ以來、人類の歴史の中にストライキの記録はたえまなく残されてゐると考えていいであらう。奴隸の地位におかれた労働者も、逃亡や仕事放棄や怠業といった方法による反抗の手段にこと欠かな

かったにちがいない。

このような意味でストライキは、人間の反抗の意志をあらわす行動形態として歴史上はじめての記録をのこして以来、今日まで続いている。それはもともと人間的なものである。そして人間的なものであればそれだけ、きびしい制裁にさらされてもなおストライキは根絶させられることがなかった。たとえば太平洋戦争末期の日本は、ストライキを物語る自由すら存しない暗黒の時代であった。しかしそれにもかかわらず、太平洋戦争下の日本でストライキの記録は消えていないのである。『太平洋戦争下の労働運動』は一九四四年の労働争議の記録三四をあげ、集団退職、打合せの上海水浴に行き同盟休業、などの方法でのストライキが発生したこと、その要求事項が「幹部反対」「幹部排斥」「待遇改善」などであったことを示している。敗戦の年の一月から八月のあいだにすら、一三件の労働争議が発生し、うち一一件は争議行為をとまっていた。⁽³⁾

このような本の冒頭から個人的な経験を語るのは異例であろうが、一九四四年から四五五年にかけての冬の夜長に、私の経験したことは、この当時の労働者の状態の一つの具体例といっているように思う。当時、中学三年生であった私は同級生と一緒に機関砲の弾頭作りのために旋盤をにぎっていた。警報が鳴るたびに中庭の防空壕に走りこむ毎日で、大空襲の翌日、風にのって本の切れ端が猛火のあとを印しながら飛んでくるのをうけとったのも、この中庭であった。一五歳の少年でも容赦なく夜業があり、それでも夜食に雑炊が出るのが楽しみでサボる者もいなかった。しかし精密な

工作を必要とする弾頭作りは、やわらかい真鍮の棒を精度の低い旋盤で、しかも未熟な子どもの手で加工するのであるから、不良品を作らないことが非常にむずかしい状態にあった。おそらくは軍から矢の催促をうけていただろう監督の一人は、ある夜、ついに我慢できなくなってみじめな不良品を作った中学生の一人をなぐってしまった。

その情報はうす暗い電燈の下で油のしみた金くすだらけの椅子にすわって僅かな休憩時間をすごしていた仲間のあいだを、丸で電流のようにかけぬけた。そして仕事はじめのベルが鳴ったときに、誰一人として機械の前に立とうとはしなかったのである。ストライキの企画者もなければ煽動者もなかった。またストライキをするという自覚もなかった。しかし、それにもかかわらず働かない状態ができ上ってしまったのである。この事件は青くなった先生が工場側とかけあって、再びなぐったりしないという確約をえて解決した。この出来ごとをストライキと呼ぶことが正しいかどうかは、言葉の定義のしかたにかかっている。働かない状態が仲間によって作り出されたという意味ではストライキと呼んでさしつかえないだろうし、この出来事が労働組合組織率がゼロに落ち、休日を返上して本土防衛のために一億総動員がうたわれ、そのような軍の方針を疑うことを知らなかった一五歳の子どもたちによって作り出されたという事実は、それを思い出すたびに、私に、ストライキは異常なことではなくて、反抗がその主要な要因である人間性のあらわれだという確信をあらたにさせるのである。『太平洋戦争下の労働運動』の記録も、私にとっては、いちいち納得し、共感でき

るものにすぎない。そして、このようなストライキの本質、つまりストライキが労働者の反抗の意志を示す行動形態であるということは、戦後、ストライキ権が承認され、ストライキ権の行使としてのストライキが語られるようになった今日でも変わっていない。賃金値上げを要求するストライキを、使用者は労働者の限らない欲望のもたらすものと考え、被害者であり反抗したいのは自分だと主張する。だが労働者にとってみれば、自分の労働にたいする妥当な取扱いがなされないことにたいする抗議の意志を表示するものであって、この本質は変わっていない。そして、たしかに賃上げストの多くは、物価の値上りに抗して賃金の実質購買力を維持するというにすぎず、防衛的な性質をもち、生産性が向上しているのに正当なわけ前をよこさないことに対する抗議の意味をもつ賃上げストの場合にはじめて、生活の向上という積極的な意味をもちうるにすぎない。そして、いずれも抗議という、ストライキの本質は貫かれているのである。このような意味で、抗議すべき要因が消滅しないかぎりストライキは存続する、ということができよう。それは労働者の人間性にねざし、したがって時代をこえて存続し続けてきたのである。社会主義国家においてさえ、抗議すべき要因が存在するかぎりストライキは消え去ることがない。

こうしたストライキの本質をとらえず、ストライキは悪であり、労働者のむさぼりであるとする考え方は、したがって労働者の人間性に対する理解に欠けるものといわなければならない。しかしそれにもかかわらず、ストライキを悪とし、労働者の心情にその原因を求めて、ストライキがなぜ

発生するかを見ようとし、ない考えが未だに根強く主張されている。たとえば戦後の労働判例の一節をひいてみよう。

「なお、一国における公務員の争議権等を法によって制限することが妥当であるか否かの問題は、当該国における諸般の事情、就中そこにおける公務員が争議権の行使に極めて慎重であるか、或は逆に濫用の傾向があるか等に懸るところも大きいと考えられるが、本来それらの諸事情は立法機関たる国会において考慮判定すべきものであるところ、当裁判所は、右現行諸法規（地方公務員法三七条一項、争議行為の全面的禁止と、同六一条四号、争議行為のあり、そのかし等を三年以下の懲役または一〇万円以下の罰金刑をもって制裁する規定を念頭においたもの——中山）の制定に際し国会が右事情に関する判定を誤ったものと断ずるに足る資料を有せず、従つてこの面から観ても、前述のような現行諸法規を違憲無効なものとすることはできない」⁽⁵⁾

この事件は刑事事件で、一部は有罪とされたほどのものであるから、裁判所が証拠もなしに勝手な想像をしているとは考えたくない。勝手な想像にむすびつけて有罪や無罪の結論を書かれたのは、国民たるもの、たまったものではないからである。問題は日本の公務員、とくにこの場合は教員たる地方公務員であろうが、それら公務員が争議権の「濫用の傾向がある」と国会によって判断されたかどうかについてである。「就中」という言葉ではじまっているところをみると、裁判所はその点に強い関心をもっていたのであろう。

日本の公務員は、あるいは日本の労働者とはいいかえてもいいが、争議権の濫用の傾向があるといえるかどうか。それは具体的な争議行為発生率、態様別などの豊富な統計数字を駆使しなければ、簡単に言えることではないし、また、ある一定の期間をかきつけてその率が高かったとしても、「濫用の傾向」があるとはいえない。なぜなら、その期間に、どんな経済的、政治的な状況があったか、労働者の抗議せざるをえない要因があったか（たとえば賃上げを追いつく物価値上りがあったかとか、高物価政策にたいする労働者階級の不満がたかまっていたかといったような）を考慮に入れるのでなければ、科学的な「傾向」を知ることとはできないからである。まして「濫用」という言葉は、一定の範囲のものを正常とみてそれをこえるものを指すのであろうから、よほどの具体的事実裏付けられていなければならないことになる。

ところが、昭和二五（一九五〇）年の地方公務員法の制定のときにも、また、その源流になった昭和二三年の政令二〇一号（すべての官公労働者の争議権を刑罰の制裁によって剝奪した）のときにも、右のような意味での「考慮判定」はまったくなくて、あったのは政治的判断であった。つまり、日本の公務員は争議行為をやりするという主張があっても、それは政治的主張であって、法律論の基礎には使えないものである。というのは、法律論は政治的主張を異にするものにしたいても説得できるものでなければならぬという宿命をもっているから、政治的宣伝がすなわち法的判断にはなりえないからである。

したがって、この判決の言い方は不誠実であるといわざるをえないし、まして、「判断を誤ったと断ずるに足る資料を有せず」という言い方は、不誠実であるとの非難をまぬかれようのないものである。まちがったという証拠がないから正しい、ということがどうしてできるのか。それは、一般的にいつて正しいという前提が成り立つばあいのみ可能な論理であって、政令二〇一号のような占領軍の押しつけでうまれた法体制について妥当することのできないものである。つまり、成立の当初からしてうたがわしい政治的な主張によって強引に作られた法体制を、「判断を誤ったと断ずるに足る資料」によってひっくりかえすのではなく、なぜそれが正しいといえるかを追及することが論理の筋道であって、まことにこの判決の論理は「これはむしろ逆でなければならぬ」（この判決についての被告控訴趣意書、昭和三八年六月二十九日、一二九頁）。「權利を制限する法律の合憲性の有無を判断するに当っては、国会審議の過程で国民の諸權利を調和的に解釈するための配慮と努力が充分に払われたか否かが厳格に検証され、それが判定の重要な資料とされなければならないからである」（同右）。

のちにアメリカ合衆国連邦最高裁判所判事になったルイス・デューク・ブランドアイスは、オレゴン州の代理人として法廷で女子の深夜業禁止法が合憲であることを主張したとき、女子の深夜業が健康にとってどんなに有害であるかを立証する証拠を山のように積みあげた。「事実をして語らしめる」ことが法律家としての彼の信念であって、問題が事実をめぐる争いのばあい、裁判所は予

断や臆測をもって処理してはならないことを彼の全生涯をかけて主張し、それはアメリカにおける労働法理の発展のうえでどんなに大きな役割りを果たしたか、はかり知れないほどのものであったのである。福岡地裁の裁判官たちが、少しでも事実にたいする畏敬の念をもっていたなら、右に引用したような判決文を書くことはなかったろう。この事件はやがて福岡高裁で全員無罪とされ、最高裁判所でも無罪が確定した⁽⁶⁾からよかったようなものの、このような判断が裁判所で横行するようになったのでは、国民たるもの危険きわまりないのである。

だが、この裁判所のような考え方は、かならずしも特殊例外的なものではない。むしろストライキをめぐる理論の多くは、ストライキが人間的なものであることを看過して、労働者がストライキによって抗議しなければならなかった要因の究明を怠り、かわりに観念の中で作りあげた「むさぼり」や「雷同」といったストライキ像を土台にしてストライキ理論を構成しているように思われる。

- (1) cf. K. G. J. C. Knowles, *Strikes: a study in industrial conflict*, 1954, Blackwell, p. 2. イギリスでストライキの意味で *strike* という言葉が使われた記録のうち最も古いものに一七六八年のものがあるという。この言葉は動詞および名詞として、それまで広く使われていた *turn-out* という言葉にとつて替るようになってきた。彼によるとイギリスの靴職人などのストライキは一四世紀頃からの記録があるという。

- (2) Hélène Sinay, *La Grève*, 1966, Dalloz, p. 12.